

千葉県特定疾患治療研究事業 「重症急性膵炎」の 診断基準と臨床調査個人票の改正について

千葉県特定疾患治療研究事業の対象疾患である「重症急性膵炎」の臨床調査個人票と診断基準が、新規・更新ともに平成20年10月から改正されます。

特定疾患受給者票交付申請をされる方から臨床調査個人票の作成依頼がありましたら、本年10月以降は新様式をお使いくださるようお願いいたします。

新様式は、各保健所が配布しております。また、難病情報センターのホームページからもダウンロードすることができます。

(9月30日までに臨床調査個人票を作成される場合は、現行の様式をお使いください)

ご不明な点は、担当課までお問い合わせくださるようお願いいたします。

担当課 千葉県健康福祉部疾病対策課アレルギー・難病対策室

電話 043-223-2662

診療報酬請求書等の提出について (お願い)

医療保険の請求分と介護保険、特定健診・特定保健指導の請求 (FD等) を同一の封筒での御請求は、診療報酬等の支払業務に支障をきたすおそれがありますので、それぞれ別封筒で各担当課への御請求をお願いいたします。なお、特定健診・特定保健指導の請求は事業課宛で、原則5日締切です。御協力下さる様お願い申し上げます。

請求書等の記載について

本年4月より、満65歳を迎える方は、退職者医療 (法制番号「67」) から一般被保険者に変更となりますので御確認下さい。なお、後期高齢者医療分 (法制番号「39」) の請求についても、「被保険者番号」 (8桁) を十分に確認のうえ、御請求下さるようお願いいたします。

また、請求書に記載する際に公費併用分については、再掲方式となっておりますので併せて御確認下さるようお願いいたします。

老人保健分の過誤調整について

老人保健 (法制番号27) の診療報酬については、平成20年3月診療分で制度が廃止となりましたが、今後、過誤調整があった場合は、翌月の国民健康保険 (法制番号25) で調整させていただきますので、御了承ください。

業務課 過誤調整係 TEL 043-254-7190

お詫びと訂正

平成20年3月14日発行国保ニュース第169号におきまして、別紙資料「千葉県国民健康保険、保険者番号並びに被保険者証の記号・番号一覧表」の一部に誤りがありましたので、お詫びと訂正をいたします。

保険者名	保険者番号	記号	番 号	
			誤	正
君 津 市	120253	君津	2桁～7桁	2桁～8桁
山 武 市	120451	45	5桁—1桁	1桁～5桁—1桁

特別療養費に係る診療（調剤）報酬明細書の 提出方法等について

市町村は、「国民健康保険被保険者証」・「後期高齢者医療被保険者証」に代えて「国民健康保険被保険者資格証明書」・「後期高齢者医療被保険者資格証明書」を交付しており、この被保険者資格証明書を提示して受けた療養を「特別療養費」といいます。

従って、この被保険者資格証明書を提示され診療を行った場合には、以下により提出されますようお願いいたします。

- (1) 窓口では、診療費用の10割（全額）を徴収して下さい。
- (2) 国保連合会に診療（調剤）報酬明細書を提出する場合は、診療（調剤）報酬明細書及び総括票の上部余白にそれぞれ「特別療養費」と朱書して下さい。
- (3) 特別療養費と朱書した診療（調剤）報酬明細書及び総括票は、一般の診療(調剤)報酬明細書等と区別し、診療月の翌月10日までに国保連合会へ提出して下さい。
- (4) 総括票の「件数」欄には件数を記載し、下部余白に保険者名及び件数を記載して下さい。
- (5) 国保連合会においては、審査終了後、当該明細書に審査済の印を押印し、その写しを当該保険医療機関等へ送付いたします。

なお、原本は保険者へ送付いたします。

また、この写しは確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

- (6) 処方箋を交付している保険医療機関は、処方箋の上部余白に「特別療養費」と朱書してください。

◎ お知らせ ◎

診療報酬請求書等の受付について

8月の診療報酬請求書等の受付締切日は、10日（日）です。
8月10日は、日曜日ですが午前9時から午後5時まで、受付を行っております。なお、特定健診・特定保健指導の請求は、5日（火）が受付締切となりますので御注意ください。